

会 議 録		令和7年12月2日作成	令和11年3月末日廃棄
会議名	京都府北警察署協議会（令和7年度第3回）		
開催日	令和7年12月1日（月曜日）		
時 間	午後3時から午後4時15分までの間（75分）		
場 所	京都府警察本部 110番指令センター6階見学者ホール		
出席者	プレストン会長、有川副会長、水上副会長、小西委員、古荘委員、糸井委員、加田委員、尾西委員、公文委員、村山委員、山田委員		計11人
	署長、副署長、警務課長、地域課長、広聴相談係長		計5人
諮 問 事 項	1 本部庁舎視察 2 110番の適正な利用について		
会 議 内 容	<p>1 本部庁舎視察 京都府警察本部の通信指令センターと交通管制センターの設備などについて、広報応接課員や交通管制センター職員からの説明を受け、視察を行った。</p> <p>2 協議 <span style="float: right;">司会 会長</span></p> <p>(1) 諮問事項説明 110番の適正な利用について～地域課長</p> <p>【委員】110番が緊急通報であることは説明を受けてよく分かったが、119番通報との区別が分かりにくい。けがや病気は119番と言われているが、交通事故などでけがをしている場合がある。そのような場合はどちらに通報すればいいのか。</p> <p>【警察】119番通報は人命優先の通報である。交通事故などでけがをしている人がいる場合は、人命を最優先に考えて119番通報してもらえれば良い。その後に110番通報をしていただきたい。</p> <p>【警察】119番通報をしていただき、消防に情報が伝われば、消防本部から府警本部を経由し、警察署にも連絡が入るのでどちらに通報していただいても大丈夫である。消防は救助、警察は事件事故という観点で現場に行く。したがって、人が倒れていた場合などは119番通報していただきたい。</p> <p>【委員】不要不急の通報は「#9110」という説明を受けたが、不要不急の通報というのはどのようなものをいうのか。</p> <p>【警察】緊急性のない相談などのことをいう。</p> <p>【委員】例えばストーカーにつきまとわれている状況などがあった場合、相談とし</p>		

て緊急を要さなければ「#9110」で、急いでいるならば110番でいいのか。

【警察】今、まさに目の前にいるなどの状況で、今すぐ警察官の対応が必要な場合については110番通報でいいが、今、目の前にいない、緊急ではないような場合は「#9110」に相談していただいた方が丁寧に聞き、対応を検討することができる。

(2) 視察先の説明について

【委員】交通管制センターで気を使われるところは何か。

【警察】渋滞発生時に車両規制を行い、いかに素早く迂回措置等をとるか、パトカーを要請して対応するかである。また、いかに早くラジオの放送に乗せて情報を共有するかである。また、渋滞を確認すればその緩和のために信号操作なども行っている。

【委員】信号操作というのは交通管制センターで操作すればすぐに現場の信号機に反応するものであるのか。

【警察】こちらで操作してから通信回線で信号が送られるので、反応するのは数分のタイムラグがある。

【委員】祭礼の行列などを通すために信号機が操作されているが、それもこちらで操作されているのか。

【警察】そのような場合は現場に警察官が行き、直接信号機を操作している。こちらでできるのは、信号の周期を変えて一時的により多くの車を通行させて渋滞を解消することである。

### 3 事務連絡

令和7年度第4回京都府北警察署協議会は、令和8年2月に実施予定である。

以上

会 議  
内 容

### 第3回京都府北警察署協議会の開催状況

